

「いじめ防止・対応教職員研修プログラム」の開発に関する一考察

－学校法人奈良学園での実践を通して－

A Study on the Development of “Bully Prevention and Management Program for School Personnel”

－Based on a Practice in the Educational Institution Nara Gakuen－

住本 克彦

Katsuhiko SUMIMOTO

要旨 (Abstract)

筆者は、長年、複数の県市教育委員会において、いじめ調査委員等を務めたり、教職員対象いじめ防止・対応研修会の講師を務めたり、いじめ問題関連業務を担当してきた。特に、本年度は、私立の幼稚園から大学院までを有する、学校法人奈良学園において、教職員対象のいじめ問題対応研修会（幼稚園から高等学校）講師を務めた。筆者の実感として、いじめ問題の解決にあっては、いじめ防止対策推進法ができて7年が経過したものの、依然、いじめ認知件数の増加は言うに及ばず、いじめを背景とした自殺等の重篤な事案は、枚挙にいとまがない厳しい現況にある。本稿では、筆者開発の「いじめ防止・対応教職員研修プログラム」を実践し、研修会終了後、管理職、生徒指導・教育相談担当者20名に、聞き取り調査を実施した。その結果から当該プログラムには、(1)「いのちの教育」の視点からの教育実践 (2)開発的カウンセリング技法を用いた学級づくりの実践 (3)教師の観察力・感性向上と総合質問紙 (i-check: アイ・チェックなど) 等の活用、教員研修実践 (4)チーム支援・関係機関との連携 (5)情報モラル教育・保護者との連携・人権教育の推進 (6)いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施 等が要素である点が、その有効性として確認された。

キーワード: 「命の教育」 いじめ防止教育プログラム 教員研修 開発的カウンセリング

I はじめに

いじめ防止対策推進法第18条には、(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)として、以下のように、いじめに関する教職員研修を実施することを定めている。

「同法第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防

止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。」

本稿では、幼稚園から大学院までを組織としている、学校法人奈良学園（①三郷キャンパス：奈良学園大学 ②高田キャンパス：奈良文化高等学校・奈良文化幼稚園 ③郡山キャンパス：奈良学園高等学校・奈良学園中学校 ④登美ヶ丘キャンパス：奈良学園大学大学院・奈良学園大学・奈良学園登美ヶ丘高等学校・奈良学園登美ヶ丘中学校・奈良学園小学校・奈良学園幼稚園、以下、奈良学園）において、筆者が講師を務めた「2020年度 奈良学園 いじめ問題対応教員研修」内容について、参加者（当該学園理事長含む役職者、各学校園管理職、生徒指導・教育相談担当者20名：受講者から抽出）から研修実施後の聞き取り調査を実施し、その結果を検討（カウンセラー有資格者複数名が実施）し、当該研修プログラムを一層充実させることを目的とする。

II 目的

「2020年度 奈良学園 いじめ問題対応教員研修」内容を検討し、「いじめ防止・対応教職員研修プログラム」開発に資する。

III 方法

奈良学園において、筆者が講師を務めた「2020年度 奈良学園 いじめ問題対応教員研修」内容について、参加者（対象：当該学園理事長含む役職者、学校園管理職者、生徒指導・教育相談担当教職員計20名。複数回答⇒受講者361名から抽出）から研修実施後の聞き取り調査を実施し、その結果を検討（カウンセラー有資格者複数名がKJ法で整理）する。

(1) 会場・日程等：

- ① 奈良文化高等学校（奈良県大和高田市東中127）：7/27（月）13：30～15：00
- ② 奈良学園中学校・高等学校（奈良県大和郡山市山田町430）：8/27（木）15：40～17：10
- ③ 奈良学園小学校、奈良学園幼稚園（奈良県奈良市中登美ヶ丘3-15-1）：9/7（月）15：50～17：20
- ④ 奈良学園登美ヶ丘中高（奈良県奈良市中登美ヶ丘3-15-1）：9/10（木）16：00～17：30

(2) 対象等：奈良学園の幼稚園から高等学校までの教職員対象（理事長はじめ学園役職者含む）。質疑を含んで90分の研修プログラム実施。高校3校190名、中学2校85名、小学校1校47名、幼稚園2園39名、計361名が研修参加。2020年度4回の研修実施。

IV 「いじめ問題対応教員研修プログラム」内容（概要）

1 【プログラム内容】

(1)プログラムテーマ：「2020年度 奈良学園 いじめ問題対応教員研修－いじめ防止等、『いのちの教育』の教育実践より－」

(2)研修のねらい：研修を通して、いじめの現況や特性、その対応の在り方を理解し、今後のいじめ問題対処の参考とする。

(3)研修内容のポイント：

〈①「いのちの教育」の視点が必要 ②組織的対応（チーム支援）と未然防止 ③「心の教育」の実践に、開発的カウンセリング技法の活用 この3点のポイントを押さえる。〉

①「いのちの教育」の視点が必要

ア) 自尊感情を育む。イ) 体験活動を充実させる。ウ) 情報社会の影の部分に対応する。エ) 命を守るための知恵と態度を育成する。オ) 教師自身が命の意味を問いかける。

②組織的対応（チーム支援）と未然防止

ア) 基盤となる学級づくり イ) 生徒指導部・教育相談部・人権教育部・危機管理委員会等、チーム支援

※『「チームとしての学校」を実現していくための具体的な改善方策としての専門性に基づくチーム体制の構築』：教員以外の専門能力スタッフの参画（心理や福祉の専門性等を有する専門能力スタッフである、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用（文部科学省、2016）

※関係機関との連携：学校におけるいじめの問題に的確に対応するために、各都道府県警察に対して、スクールサポーターの効果的な活用に努めるよう求められたこと。また、スクールサポーターが学校等と連携するに当たり、効果的と考えられるスクールサポーターの活動が示されたこと。効果的と考えられる活動：学校が加害少年に指導する際の助言・いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等・加害少年への注意・説諭（文部科学省、2014）

③「心の教育」の実践に、開発的カウンセリング技法の活用

ア) 構成的グループ・エンカウンター（エンカウンターとは、ホンネを表現し合い、それを互いに認め合う体験のことで、構成的グループ・エンカウンターとは、リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合うこと。SGEとも言う。） イ) アサーショントレーニング（自他を大切にしながら自己表現を行うコミュニケーションスキル「アサーション」を身につけるためのトレーニング） ウ) ストレスマネジメント教育（精神的な負担やストレスをコントロールして、ストレスから身を守るスキル。特に教育現場で活用される場合を指す） エ) アンガーマネジメント（怒りを上手にコントロールして適切に対処するためのスキル）等

※開発的カウンセリング：開発的カウンセリングは、児童生徒の心理的な発達を促進し、社会生活に必要なライフスキルを育て、困難な問題に対処する力やストレス耐性を高める活動である。活動の視点として、「人権教育」「ライフスキル教育」「キャリア教育」などがある。これらは、生涯にわたる発達課題達成の支援であり、全ての児童生徒が対象となる。教科学習や特別活動、総合的な学習などの学級、学校全体の教育活動を通して実施する。（文部科学省、2003）

※人権教育：人権教育では、全ての国々の一人ひとりが、人として生きる権利を平等に持っていること、個人は自らの人生を主体的に生きる自由があるが他人の権利を奪ってはならないこと、その為に話し合いが必要であり、その結果、お互いの権利を守るために約束、ルール、法律、憲法などが決められていることなどを理解させる。基本的人権の児童生徒への説明例：安全である（安心・平和である）権利、自分を尊重する（自信をもつ）権利、自分で決める（自由である）権利、仲良くする（友達をもつ）権利。（文部科学省、2003）

〈「いじめ防止教育プログラム」の提案〉(図1 参照)

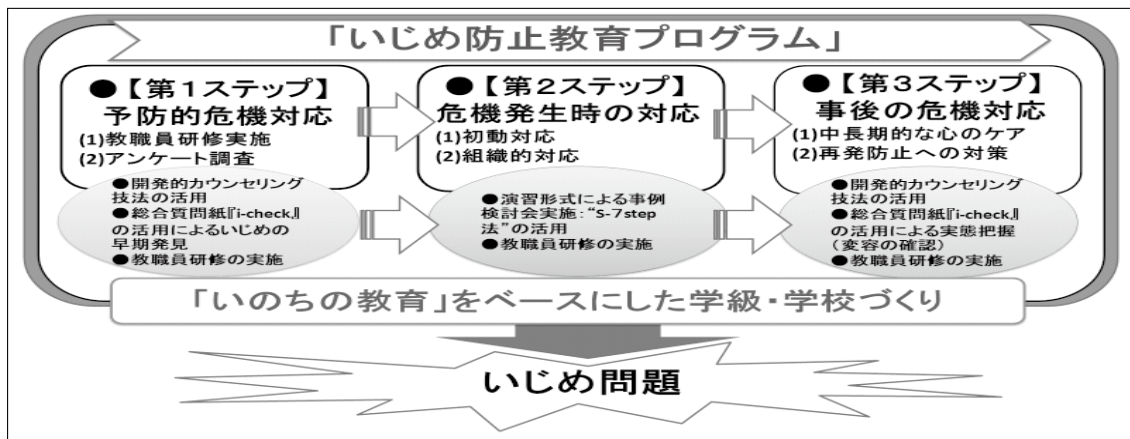


図1 「いじめ防止教育プログラム」(住本克彦、2018)

図1は、筆者が2018年に開発した「いじめ防止教育プログラム」である。本プログラムでは、いじめ防止教育プログラム実践の際の留意点等、教育現場における具体的実践方法について(①いじめ問題に立ち向かう学級・学校づくりのポイント ②「いじめ防止教育プログラム」実践時の留意点 ③開発的カウンセリング技法の活用による「いじめ防止教育プログラム」の実際)示したもので、当該研修会では、以下のように本プログラムの概略、ポイントについて図を基に説明した。

●【第1ステップ】：予防的危機対応

(1)いじめ加害・被害アンケート調査、いじめとは何か、いじめが心身に及ぼす影響等について、学級活動や道徳の時間等に行う。

(2)いじめ問題に取り組むことの重要性を全教師が認識し、日常での子どもとの交流の中で、いじめの早期発見に努める(教職員研修実施)。

(3)子どもたちとは困ったことがあればどんなことでも教師に相談できる関係をつくっておくこと。

(4)いじめを見て見ぬふりをするのはいじめを助長していることと同じであることを認識させる。

(5)他の教師、保護者、地域の人々からの情報が得られる関係やシステムをつくっておく。

※教職員研修テーマ例：「いじめの特徴」の理解(被害は特定の子どもに集中する・加害者は複数であることが多い・長期間に及ぶ場合が多い・人のいないところで起こりやすい・陰湿でしつこい・自殺に及ぶこともあり深刻である・加害者は被害者の立場に立えず、ゲーム感覚で行う場合が多い等)

●【第2ステップ】：危機発生時の対応

(1)初動対応

①いじめ被害の子どもの安全と保護を優先する。いじめの事実確認への取組を開始。

②子ども自身がいじめられたと感じたらいじめなのだを認識し、いじめられた側に立った上で、毅然とした態度で対処。

③当面は、いじめられた子どもに問題はないという指導観に立って、加害児童生徒への再発防止のための指導を重視。

④すぐに学級会やHRを開くことはかえって被害者を孤立させることがある。報復の不安に対しても対処。

⑤恐喝・暴行等、少年犯罪になっている場合は、警察に被害状況を届ける。

(2)組織的対応

- ①いじめ被害の子どもを組織を挙げて守り抜く。
- ②情報の収集、対応策の検討等は、教師、保護者、地域の協力による組織的対応が不可欠。
- ③具体的指導は、担任一人に任せるとはならず、管理職の支援も得て、複数であたる。
- ④同時にいじている側の子ども、保護者に対してもその指導や話し合いを並行して進める。
- ⑤いじめられた子どもの心の痛みを受け止めようとする教師や級友の共感的態度が不可欠である。
- ⑥本人の精神的混乱を鎮めるためにも、保護者と協力し場合によってはS Cや関係機関の協力を得る。

●【第3ステップ】：事後の危機対応

いじめが解消したとの判断は、次の2つの要件の確認が必要である（文部科学省）

①被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3カ月を目安とする）継続していること。

②いじめによる影響で、被害者が心身の苦痛を感じていないと認めること。

※被害の重大性からは、さらなる長期の注視が必要と考えられる場合は、注意深く観察を継続していくことが求められる。

この段階でのポイントとしては以下の3点である。

- ①加害者、被害者の事後の様子を継続的に注意深く見守り、いじめの完全解消を見極める。
- ②被害者の精神的安定の回復のため、専門家と連携した中長期的な心のケアを検討する。
- ③子ども同士、教師と子ども達との人間関係づくりのワーク（開発的カウンセリング技法の活用）やそのための研修会を開き、いじめの再発防止への対策を講じる。

〈系列校（奈良学園奈良文化高等学校）の効果的実践例を紹介：予防・早期発見・初動重視・組織対応〉**●系列校実践例：学校における危機管理体制の構築：危機管理体制の構築事例：いじめなど⇒日常的に危機を管理するためのツール**

①教員の感性（教員の主観）：教育相談部などによる研修で高める（生徒や状況の見立てなど） ②アセスメント（客観的な分析・生徒の主観）：ASSESS、奈良県版こころと学校生活に関するアンケートなど ③「生徒カルテ」 生徒の基本情報、成績、出席の状況など：「気づきシート」 生徒に関する特徴的な事象を記録し共有する ④危機管理連絡会議 各学年生徒指導担当、生徒指導部長、教育相談部長が参加。1週間に書き込まれた気づきシートの内容と、各学年の状況などを報告し、危機レベルの分析、対応の必要性や内容を協議する。 ⑤学年会議：通常の打ち合わせ内容に加え、各クラス担任から気になる生徒の状況について報告するタイミングを設定する。 ⑥分掌（生徒指導部、教育相談部、ライフサポート担当） ⑦各種シート：事象発生時に使えるシート（生徒指導支援室HPなども含む）活用

●系列校実践例：効果的危機管理体制(1)～(10)が機能

(1)危機レベルの設定⇒0・1～3 (2)「気づきシート」での情報共有：（保護者からの情報・支援方法の依頼・面接内容・学年会議協議内容・トラブル内容・個別支援計画） (3)「自己申告支援要望シート」での生徒理解 (4)教員情報共有（「共有ネットワーク」活用） (5)「危機管理連絡会議」（週1開催）危機レベル決定し、各分掌への要

請 (6)大きな危機へは「問題事象シート」活用 (7)本人・保護者・関係性、学級等への対応・支援 (8)保護者と見通しの共有 (9)アンガーマネジメントによる支援 (10)「自他支援シート」(学級での実施)

〈いじめの特性を理解すること〉

(1)ごく初期の軽微な行為の段階で事態を把握し、適切に対応することの重要性 (2)いじめの特徴(中井、1997): 孤立化させる〈いじめられることを正当化〉・無力化させる〈集中的な暴力や制裁を科す〉・透明化させる〈被害者を囲む壁の透明・強化〉(3)仲裁者が現れると、いじめが起これにくくなり、起こっても深刻化しなくなる(森田、2010) (4)加害者は傍若無人なのは見せかけで、最初から最後まで世間を気にしている(中井、1997) (5)いじめはどの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうる(文部科学省、2013) (6)教職員がいじめに対する感度を高めることが重要 (7)些細な兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階で積極的な認知と、適切な介入が望まれる

●いじめが起きる4つの理由(國分、2019)

(1)愛情争奪戦／認められない不快の解消：親に気に入られたいため他の兄弟を攻撃する→SGEは、ひいきのない文化。

(2)役割争奪戦／息子を奪われてなるものかと姑、夫を奪われてなるものかと妻→SGEは、役割よりも、人間としてのホンネを重視。感情のふれあい。

(3)責任回避戦略／自分の不勉強を教師の教え方のせいにする→SGEは、許しのある文化。むしろ人としての在り方生き方を問う。

(4)置き換え／坊主への攻撃は怖いので袈裟を攻撃する。→SGEは、様々な人との交流の中で、外的要因と個人の内的世界は別物だと実感できる。

①教師の心構え／自己開示をためらわないこと ②SGEは、防衛機制〈受け入れがたい状況にさらされた場合に、それによる不安を減弱させるために無意識に作用する心理的なメカニズム〉を緩和して、ふれあいのある人間集団をつくる。 ③ふれあいのあるところには、被受容感が生まれるので、先制攻撃して自分を守る必要がない。

〈「ネットいじめ」の特性を理解すること〉

(1)「ネットいじめ」とは、一定の人的関係のある他者に対するインターネットを通じた否定的な影響を与える行為である (2)大人の監視が届きにくく、なりすまし行為、画像や個人情報の無断掲載・拡散、ネット上での仲間はずしなどがある。(3)ネットの特性：匿名性〈本人の特定されにくさ〉・アクセシビリティ〈近づきやすさ・利用しやすさ〉・傍観者的〈他人的で群衆化する〉

※児童会・生徒会活動としての取り組みでの成果：「子どもスマホサミット」等が効果的。

※「子どもスマホサミット」：日本ユニセフ協会とソーシャルメディア研究会が協力し、中高生自身が主体となってスマホやインターネットの問題と解決策を話し合う会議。「ネットいじめ」や「ネット依存」等のテーマで、中高生が主体的に話し合う会議が各地で実践され、効果を上げている。(https://www.sankei.com/economy/news/191009/prl1910090289-n1.html)

〈いじめの現況を理解すること〉

●**いじめの定義**：いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（文部科学省、2013）

●**いじめ防止基本方針**（2017文部科学大臣最終決定）

- (1)喧嘩やふざけ合いもいじめにあたるかどうか判断する。⇒喧嘩に至った経緯・背景を探る。今後いじめにつながるかも判断する。
- (2)いじめが解消したと判断できる、2要件が示された。⇒①被害者に対する心理的物理的に影響を与える行為が止んでいる相当の期間継続していること（3ヵ月を目安）。②被害者がいじめによる影響で心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (3)教職員がいじめを放置した場合は懲戒処分の対象となる。⇒教職員がいじめを発見したり、相談されたり、他からの情報を抱え込み放置した場合は、懲戒処分の対象となる。
- (4)学校はいじめに対する基本方針を必ず保護者に説明すること。⇒いじめ防止に向けた取組内容を学校基本方針やHP等で公開すると共に、児童生徒や保護者に年度初め等に必ず説明することが課せられた。
- (5)インターネット上のいじめを十分に理解させること。⇒ネット上のいじめが、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることが明記された。

●**重大事態の調査**（2017いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）

- (1)いじめへの説明責任を果たすこと。⇒被害児童生徒・保護者に対して調査結果を説明する責任が求められた。
- (2)いじめの申立てがあった場合は重大事態として扱うこと。⇒学校が「重大事態ではない」と考えた場合でも重大事態として、報告・調査に当たらなければならない。
- (3)調査実施前に児童生徒・保護者に説明すべき事項。⇒①調査目的 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供。
- (4)加害児童生徒には謝罪の気持ちを醸成させること。⇒加害児童生徒の抱えている問題や心に寄り添いながら、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- (5)教職員に重大な過失が指摘される場合は懲戒処分もあること。⇒学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で、客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討することが明記された。

●いじめ認知件数の推移 (文部科学省「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」2019より)

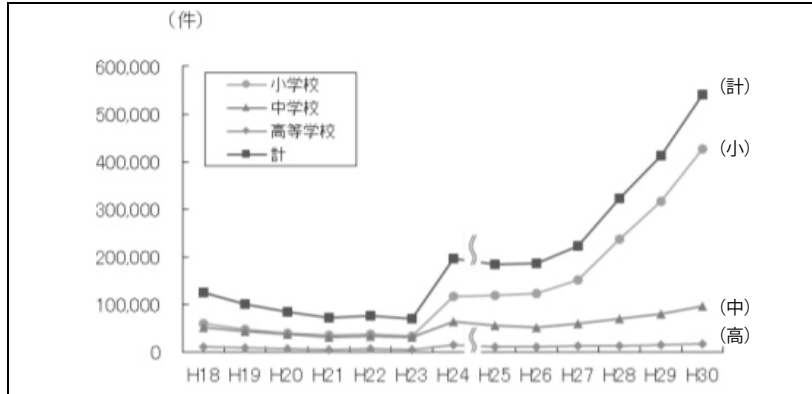


図2 いじめ認知件数の推移

(文部科学省「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」(2019)に加筆)

図2より、全体的に増加傾向にある。学年別いじめの認知件数では、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加。小学校のいじめの認知件数については、全体で34.3% (H29: 317, 121件→ H30: 425, 844件) 増加しており、特に低学年、中学年において増加が著しい。

●いじめの態様別状況 (文部科学省「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」2019より)

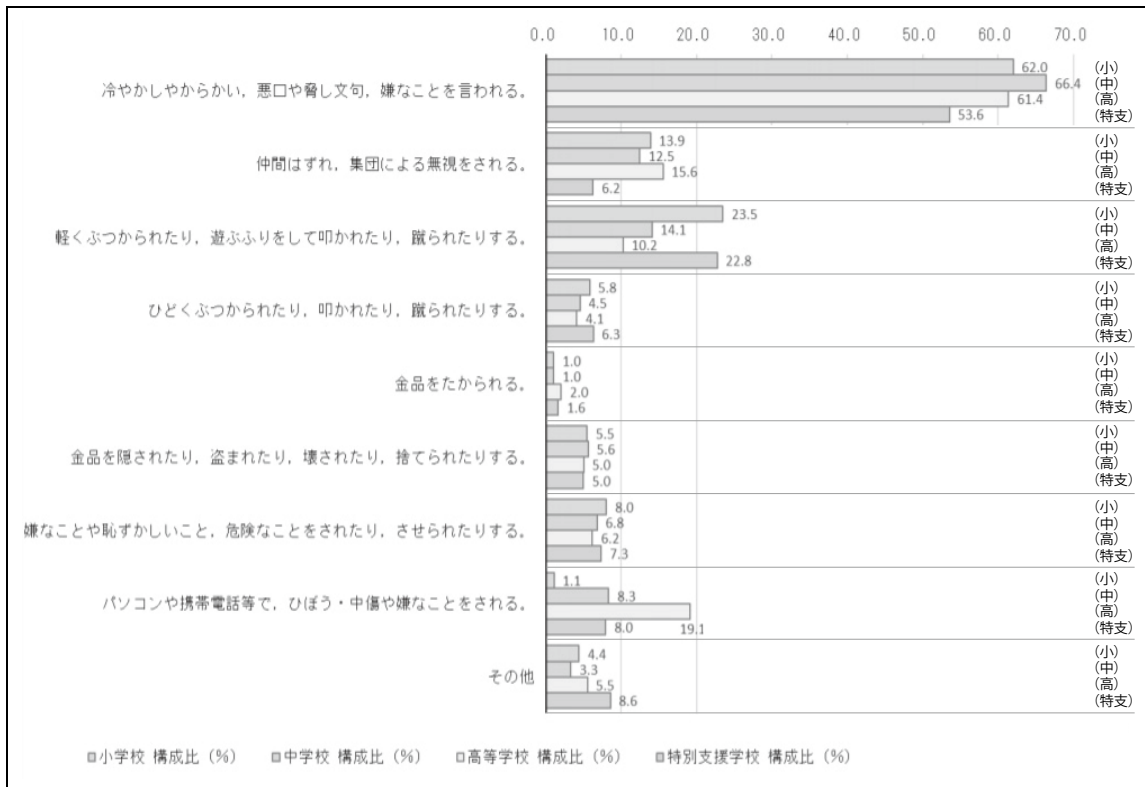


図3 いじめの態様別状況

(文部科学省「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」(2019)に加筆)

小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。高等学校においては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は、全体で16,334件となっており、増加傾向にある（平成26年度調査：7,898件、平成27年度調査：9,187件、平成28年度調査：10,779件、平成29年度調査：12,632件）。こういった実態を踏まえた、いじめ対応の在り方について検討することが重要である（図3参照）。

●**いじめの重大事態について**（文部科学省「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」2019より）

図4は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（文部科学省「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」2019）である。重大事態の発生件数は、602件（前年度474件）。うち、法第28条第1項第1号に規定するものは270件（前年度191件）、同項第2号に規定するものは420件（前年度332件）である。文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、同項第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。また、1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。）

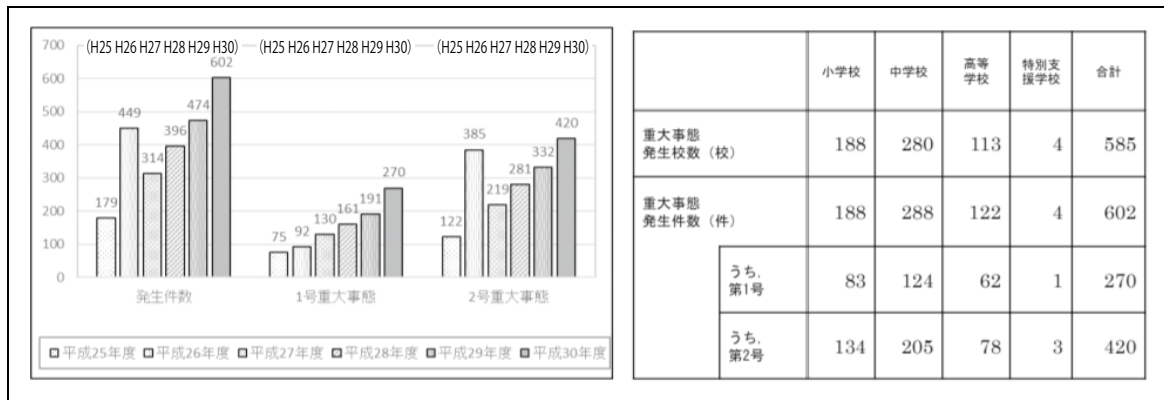


図4 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数
（文部科学省「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」〈2019〉に加筆）

〈未然防止〉

●**児童生徒の心の理解といじめ問題の未然防止ーそのポイントー**

(1)日頃からの生徒理解：リレーシヨンの形成 (2)予防教育が大切：開発的カウンセリングの活用 (3)「いじめの特徴を理解し、いじめは絶対許されない行為である」：人権教育の徹底で安心できる集団 (4)活動の事前事後には、めあての確認と振り返り：個人のめあてと集団のめあて (5)「よさ」や「努力点」のフィードバック：認めることの効用 (6)教師の自己開示で感性を揺さぶる集団づくり (7)見通しを持たせ、やる気の鼓舞：達成感が次へのやる

気に繋がる

●いじめを許さない学級・学校づくり

(1)いじめは人権侵害という人権意識の高揚が大切⇒指導のタイミングを逃さない。(2)ムカッとした時に落ち着いて主張する言い方⇒深呼吸。その場を離れる。中庸の立場を取る(相談力を高める)。(3)ふれあいのある人間関係づくり(心を育む)⇒構成的グループ・エンカウンター活用で人間関係づくりを実践。(4)いじめ加害者のいじめをする背景に目を向ける⇒加害者のストレスについても検討する。(5)校内で安心感を実感できる場、人間関係をつくる⇒自己有用感が実感できる学級・学校づくり。

●「命の大切さ」を実感させる教育への構成的グループ・エンカウンター活用

「いじめは命に関わる問題である。」の認識が不可欠である。

(1)教師自身が命の意味を問いかけるためには、深い「自己開示」(本音を語ること)をためらわないことである。
(2)構成的グループ・エンカウンター実施で、ふれあいのある学級づくりができていれば、いじめは防止できる。

(3)「命の大切さ」を実感させる教育5つの視点

①自尊感情を育む。②体験活動を充実させる。③情報社会の影の部分に対応する。④命を守るための知恵と態度を育成する。⑤教師自身が命の意味を問いかける。

(兵庫県教育委員会：『命の大切さ』を実感させる教育への提言www.hyogo-c.ed.jp/~inochi/pdf/INOCHI0703.pdf)

●構成的グループ・エンカウンターとは

「構成的」とは枠(①時間、②グループサイズ、③テーマ)を設定すること。

「グループ」とは集団体験を通して学ぶということ。「エンカウンター」とは本音と本音のふれあいのこと。すなわち、枠を設定して集団体験を通して本音と本音のふれあい(人間関係づくり)と自己発見を促し、人間的な自己成長をねらう活動。S G Eとも呼ばれている。表1は、S G Eの教育的効果である。

表1 構成的グループ・エンカウンターの教育的効果(住本克彦、2019)

学級での居場所づくり	自己表現、自己主張をしても、周りが受容し、共感してくれることによって、メンバーは居場所を実感できる。
集団の凝集性の高揚	共に同じ体験を通して、親近感を高め、仲間、絆を実感できる。
規範意識の高揚	集団での体験活動であるため、当然そこには、ルールが存在する。リーダーが提示したルールの枠の中で自己発見が進む(構成的グループ・エンカウンターの「構成」とは、「枠」を与えること)。
人間関係づくりの効果	グループの中での交流体験を通して、グループの凝集性が高まり全体シェアリング等において、学級全体での交流の中で、関係性は高まる。
自己認知の拡大	この体験は、自己発見のために進められていく。つまり、自己認知が拡大し、自己理解は深められる。
共感性の育成	自己認知を何度も重ねることで、互いの親近感が高まり、他人事は、自分事として共感性は高まる。
心の教育の推進手段	開発的カウンセリング技法の一つとしてのS G E実践は、心の教育としての効果が大きい。
学級経営の基盤づくり	自己理解、他者理解、信頼体験等を通してメンバーの共感性を高め、互いに認め合える集団ができあがる。これは学級経営の基盤となる。
教師と子どもの親近感の向上	「自己開示」はS G Eのキーワードである。教師の自己開示を聞いたメンバーは、「先生はそんな失敗もしてきたのか」「先生は私と同じ経験をしているんだ」等、親近感を高め、子ども達の自己開示を促進する。
いじめの未然防止効果	上記9つの効果の集大成として、いじめの未然防止効果が促進される。

●一人一人を大切に作る学級づくりのために

(1)リーダーとメンバーの信頼関係づくり (2)「治そうとするな わかろうとせよ」 (3)まずは安心感の醸成 (4)一人一人が居場所や出番を持てること (自己有用感) (5)相手の立場に立てる共感性の高い集団づくり (6)子どもが発するサインに気づく (7)丸ごと受け入れる (受容・傾聴・共感)

●学級づくりにおいて信頼関係を築くポイント

(1)「自己開示」: まず、教師が本音を語る (2)「子どもから学ぶ姿勢」: 「良さ」を見つめる (3)「心の教育」: 「心」を見つめる (4)「いのちの教育」: 自他の人生・いのちと向き合う (5)豊かな体験: 人としての魅力 (6)「自尊感情」: タイミングを逃さず認める (7)「保護者との連携」 = 保護者の思いを受け止め、ねぎらう

●「いじめアンケート」の実施上の留意点 (いじめアンケートは、いじめ抑止効果もあり、早期発見にも役立つ)

(1) アンケート実施目的の明示

①いじめの実態を把握して、いじめの対応、予防などの検討を行う。 ②子どもにいじめについて考えさせ、自分の行為を反省する機会を与える。 ③いじめについて教師が積極的に取り組む姿勢を子どもに示し、いじめ防止を図る。 ④いじめの定義の理解 ⑤無記名アンケートで早期発見: 指導対象の特定が必要 ⑥信頼性・妥当性に基づくアンケート実施 ⑦指導につなげるアンケート実施 ⑧実施目的・いじめの定義の理解 (真剣に向き合わせる)

(2) 実施上の留意点

①「いじめ」という言葉を使わず、具体的な行為を問う: クラスの人からわざと無視されたことがありましたか。等 ②いじめ行為をされた「時期」と「場所」を問う: 指導に結びつけるため、明確にする。 ③アンケート実施前に事前指導をしっかりと行う: 例「いじめをなくすことは、皆さんや先生、おうちの方々の大きな願いです。このアンケート実施で、友だちの心の痛みをわかる人間になってほしいと強く思っています。いじめられていることに気づいた人は、それをしっかりと伝えることで、より一層、皆さんで支え合える学級をつくりましょう。いじめをしていた人も、自分をのりこえるきっかけにしてほしいです。このアンケート結果を活かして皆さんが安心して充実した学校生活を送れるようにしましょう。」 ④「自由記述欄」について: 「その他、直接先生に伝えたいことがありますか⇒はい・いいえ」とし、回答に時間をかけすぎないように配慮する。 ⑤アンケート回収は、列の最後尾の人がすることを避け、教師が回収する。

(3) アンケート実施後、面接に結びつける

①危機介入をする: 教師は、いじめを許さない姿勢を毅然とした態度で児童生徒に伝え、被害者には、「全力であなたを守る」、「いつでも相談にのる」と伝える。 ②教師が自己開示する: 教師自身の子どもの時代の体験やいじめに関する事件と結びつけ、人としていじめは絶対に許されないものであることを、「私メッセージ」として児童生徒に強く伝える。 ③教師間で共通理解をする: アンケート結果をどう読み取るか、児童生徒が教師に訴えようとしているものは何か、どこから切り込むか等について、全教職員が事前研修で行ったシミュレーションを基に組織で検討する。※アンケート実施は定期的に行うことで、いじめの予防、学級の実態 (変化) 把握、被害者へは援助要請機会の提供等の利点がある。実施中の児童生徒の様子を観察していると、不自然な状況などからいじめが起き

ていることがつかめることがある。また、アンケート用紙は、裏を作らず、二つ折りにできるようにすると、書いた紙面が他人に見られず安心して記入ができる。さらには、学級満足度を、10段階で尋ね、困っていること（学習面・部活動・友人関係・いじめ・家庭のこと・健康面・学級の雰囲気・進路・その他〈複数回答可〉）を、「すぐに相談したい」・「今は相談したくない」に分け、「すぐに相談したい」場合、誰に相談したいか（担任・スクールカウンセラー・養護教諭・その他）を記入させ、面接につなげたい。

2 【早期発見】

●子どもの内面を知る総合質問紙の活用

(1)総合質問紙「i-check：アイ・チェック」（図5・図6参照：i-checkでは、自己肯定感や喫緊の課題であるいじめのサイン、対人ストレスなどの状況を確認でき、17のカテゴリーで構成された総合質問紙であるため、1つの視点だけでなく、複合的な視点で、学級や児童生徒〈小学生版・中学生版・高校生版〉の実態に深く迫ることが可能。梶田・住本、2020）活用 (2)いじめのサインに気づく (3)子どもの表情、態度（持ち物、服装）の観察 (4)子どもの行動の観察（子どもからの情報） (5)子どもの交友関係の把握

※2019年度心理検査活用リーダー研修講座（岡山県 県立学校人権教育サポート事業）での「i-check」実施校における教員の感想（効果）

①レーザチャートで、学級の実態が把握しやすい。②教師の観察との併用が重要である。③「いじめのサイン」の項目で、いじめの早期発見ができる。④「いじめのサイン」の項目で、人権教育推進の学校・学級の指導の評価ができる。⑤散布図で「いじめ」や「疎外感」の学級の実態が把握できる。⑥児童生徒個人の詳細な実態を把握できる。⑦各学期実施の結果比較により、教師の教育実践を振り返ることができる。⑧専門家の適切な指導助言が受けられる。⑨受検そのものが児童生徒にとっての自己内対話になっていた。

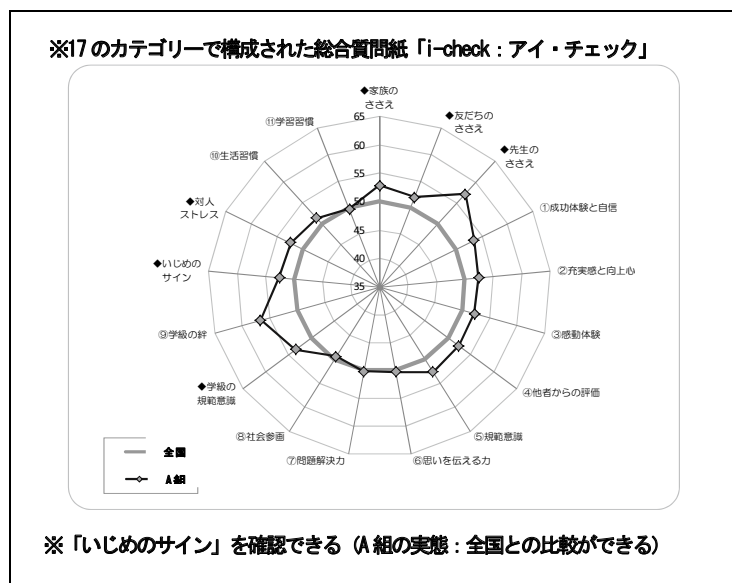


図5 『i-check』レーザチャートによる学級実態把握

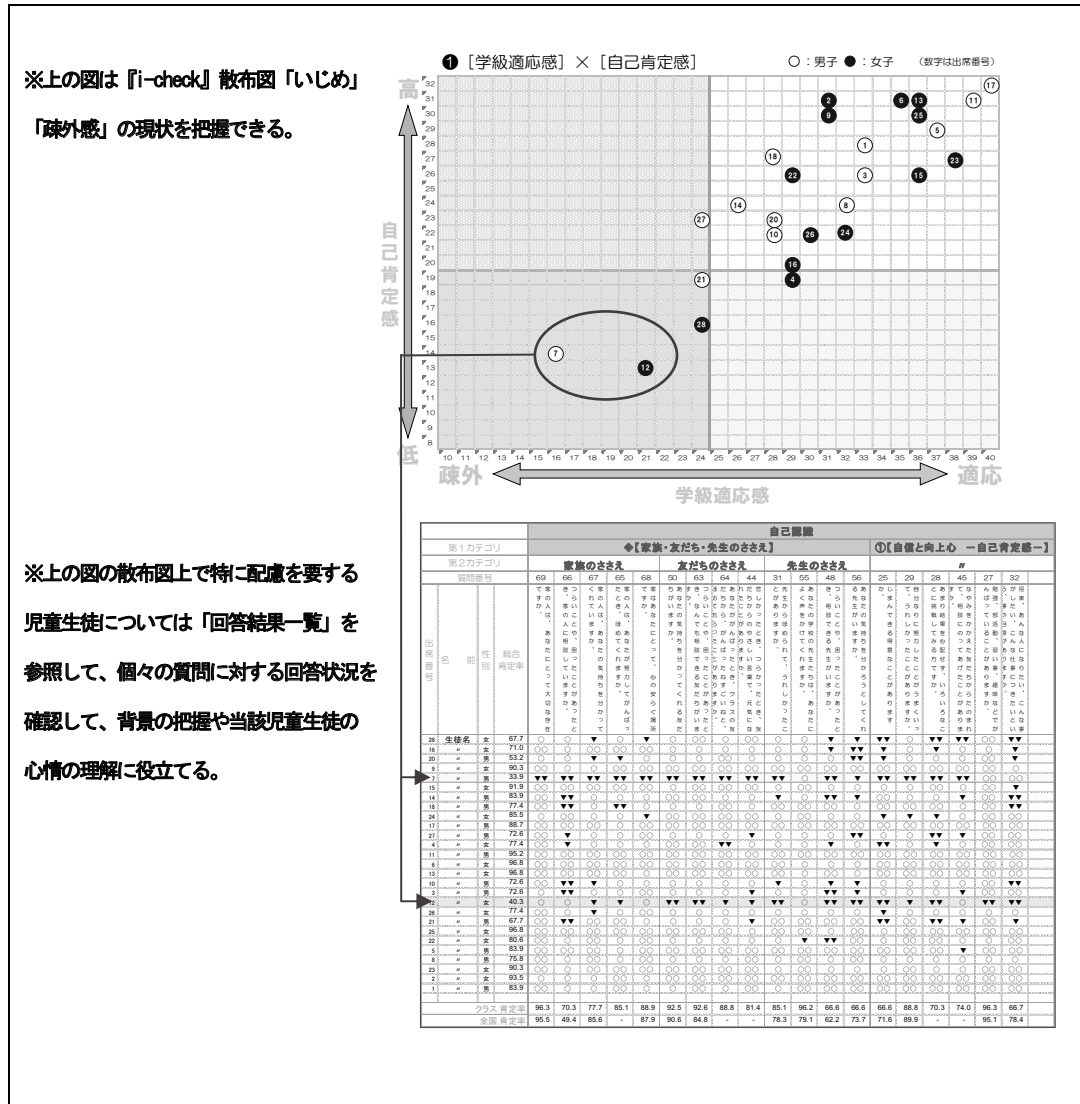


図6 『i-check』個人の詳細な分析

●早期発見・早期対応のポイント

- (1)アンケート実施 (実態把握・「いじめを許してはいけない」ことの意識化を図る)
- (2)保護者と連携 (いいことも伝えておく・当初からの関係づくり・ねぎらいの言葉かけ)
- (3)記録を時系列で取ることを習慣化する (5W1H)
- (4)「ネットいじめ」へは、啓発とネットパトロールの実践 (児童会活動や生徒会活動を通して主体的に取り組ませる)
- (5)地域で子どもを育てる意識を醸成する (機会ある度に、協力を依頼する)

●保護者連携のポイント

(連携が難しい理由)

- (1)保護者のゆとりのなさ
- (2)保護者自身に親行動を学ぶ機会のなさ
- (3)誰が取り組んでも難しい問題があるということ
- (4)価値観の多様さ
- (5)背景に病理がある場合
- (6)別の「思い」の存在・介入

●保護者連携の進め方〈10項目〉

(1)難しい関係になる前に (2)連絡の段階から相談は始まる (3)率直に問題を伝える (4)労をねぎらう (5)時間は1時間 (6)プラス情報も (7)具体的な話を (8)傾聴を (9)前向きな話になるよう (10)「繰り返し」や「明確化」(相談者がはっきり意識していないところを先取りして言語化すること)を 以上のような点に留意しながら連携を進めるが、最も大切なのは、教師自身が「人として誠実な対応」を心がけることである(保護者に最も近いキーパーソンをきっかけに関係改善を図ったり、チーム支援〈専門家を含む、プロジェクトチームを核にして進める〉を常に意識したりしながら進めること)。

3 【適切ないじめ対応】

〈いじめ対応のポイント〉

(1)予防教育が大切 (2)日頃からの生徒理解が大切 (3)「いじめの特徴を理解し、いじめは絶対許されない行為である」の徹底 (4)被害者へも加害者へも早期に適切な対応を (5)専門家との連携により長期の「心のケア」も (6)いじめを許さない大人サイドのネットワークの構築を (7)違和感に気づく

●「希望を持たせる指導」を優先する(特にコロナ禍の時代では重要：先行きが見えにくく、マイナスイメージが拡大しがちのため)

(1)共感的な態度で指導を継続する (2)児童生徒が、自己存在感(自分は価値ある存在であると実感すること)を持つような指導を重ねる (3)反省指導中にもつまずいた所から教科指導を続ける (4)教科指導においてしっかりフォローしていく (5)心の通った指導を繰り返す (6)活躍の場を設定する (7)他の児童生徒の承認が得られる場を設定し、本人に自信を持たせる (8)ふれあいのある学級づくりがベースになる(構成的グループ・エンカウンターを活用) (9)ルールが守られる学級経営 (10)仲間意識があり、互いを認め合い、思いやりのある学級づくり「いのちの教育」をベースにした学級では、いじめは起こりにくく、起こっても深刻にならない。

●いじめ被害者への支援

(1)安心感が回復の第一歩。(2)大人に相談できる風土づくり。(3)安心感が回復しても反応が続くトラウマ。(4)被害者と保護者にトラウマの仕組みについて伝える。(5)怖かったことを安心できる場で語ったり、避けていたことに少しずつ挑戦したりする回復プログラムを提案する。

●いじめ加害者への支援

(1)いじめ加害者の「心の問題」を探る。

①感情を表現することを禁じられてきた養育 ②虐待的な養育 ③友人や先輩からのいじめ：出席停止など ④「心の問題」への支援

4 【「ネットいじめ」への対応】

(1)ネットいじめ、サイバーいじめ

①インターネット上におけるいじめのこと。 ②Webサイトやオンライン、メール、携帯等の場で行われる。過激かつ陰湿なものはサイバー・リンチとも呼ばれる。 ③近年、世界中で発生して問題になっており、インターネットの法規制やフィルタリング等で対応することが多い。

(2) ネットいじめの特徴

①「ネットいじめ」とは、携帯電話やPCを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもへの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。②ネットいじめは匿名性があるため、通常いじめのように相手との物理的な力関係は薄れる。③ネットは監視しにくく、いじめが広がりやすい。悪質なケースでは、相手を誹謗中傷するだけでなく、個人情報やネット上に拡散させることもある。④いじめのメールは、受け手は相手がわからず、次々送信されるメールに、振り回されてしまう。時には人間不信から不登校になるケースもある。⑤掲示板・ブログ・プロフでの「ネットいじめ」：誹謗中傷の書き込み：ネット上の掲示板やブログ、プロフに、特定の人の誹謗中傷を書き込む。

(3) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使ったいじめへの対応

①相手の気持ちを考えさせる。②インターネットの特性を理解させる。③悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる。④保護者や教師は、SNSやプロフを日常的に確認する。⑤第三者に相談することが大切だと実感させる（教師は、児童生徒の教育相談力を高めるための工夫を重ねる）。

● SNS を使ったいじめの問題点

掲示板への書き込み等によるいじめは、本人が知らないところで拡散し、突然回りの人間関係が悪くなってしまい、本人は精神的に追い込まれていく。

V 結果・考察

表2は、いじめ問題対応研修会後の聞き取り調査結果（○当該研修プログラムを受講していじめ問題対応に重要だと実感した事柄について調査 ○対象：当該学園理事長含む役職者、学校園管理職者、生徒指導・教育相談担当教職員計20名。複数回答可。）である。

「いのちの教育を基盤に据えたプログラム内容が重要。」(90.0%)、「命に関わる絵本の紹介や読み聞かせが効果的。」(80.0%)等の意見が多く、「『いのちの教育』の研修を受講したい。」(30.0%)、「命を大切にす視点に立たないといじめは無くならない。」(30.0%)等の意見もあり、本研修を通して「いのちの教育」の実践をベースにした、いじめ対応の大切さについての認識が高まり、その重要性が確認された。

また、「未然防止に対して、開発的カウンセリング技法を用いた学級づくりが重要。」(85.0%)との認識が高まった。

さらには、「いじめ早期発見・早期対応に対して、教師の観察力・感性〈違和感に気づく〉を高めることの重要性」(35.0%)、「いじめ早期発見・早期対応に対して、総合質問紙等の活用の重要性」(35.0%)、「いじめ早期発見・早期対応に対して、事前研修受講の重要性」(35.0%)等、いじめ早期発見、早期対応の重要性も認識された。

「いじめ問題に対して、チーム支援や組織対応の大切さ」(55.0%)、「いじめ問題に対して、専門家や関係機関との連携の大切さ」(50%)等、いじめ問題に対して、チーム支援・専門家や関係機関との連携の大切さが認識された。

また、「初期対応、初動対処が重要だと実感した。」(80.0%)、「初期対応が遅れると、悪循環が起こることを再認識した。」(35.0%)等、生徒指導において、特にいじめ対応にあつての初期対応の重要性は、生徒指導提要(2010)にも強調されているが、事前シミュレーションした上でないと適切な初期対応には結びつかない。つまり、既に述

表2 いじめ問題対応研修会後の聞き取り調査結果

(対象：当該学園理事長含む役職者、学校園管理職者、生徒指導・教育相談担当教職員計20名。複数回答有。)

当該研修プログラムを受講していじめ問題対応に重要だと実感した事柄	件	%
いのちの教育を基盤に据えたプログラム内容が重要。	18	90.0
いじめは予防が最重要だと実感した。	18	90.0
未然防止に対して、開発的カウンセリング技法を用いた学級づくりが重要。	17	85.0
命に関わる絵本の紹介や読み聞かせが効果的。	16	80.0
初期対応、初動対応が重要だと実感した。	16	80.0
事前に保護者と関係性を築いておくことが何より大切だと痛感した。	14	70.0
実は、学級経営がきちんとなされていたら、いじめは防止できることを再認識した。	14	70.0
各学校園の実情を踏まえたプログラム内容であることが大切。	12	60.0
いつ重大事態が起きてもおかしくないし、その準備（シミュレーション）が不可欠だと痛感した。	12	60.0
関連研修会（生徒指導・教育相談・学級経営等）の定期的実施を望む。	12	60.0
構成的グループ・エンカウンター等の開発的カウンセリング技法の研修を受けたい。	11	55.0
いじめ問題に対して、チーム支援や組織対応の大切さ	11	55.0
いじめ問題に対して、専門家や関係機関との連携の大切さ	10	50.0
教職員の意識改革に寄与した。	9	45.0
いじめ問題の認識の甘さを痛感した。	9	45.0
重大事態への具体的対応事例を知りたい。	8	40.0
SNSを使ったいじめ対応の重要性を再認識した。	7	35.0
いじめ早期発見・早期対応に対して、教師の観察力・感性（違和感に気づく）を高めることの重要性	7	35.0
いじめ早期発見・早期対応に対して、総合質問紙等の活用の重要性	7	35.0
いじめ早期発見・早期対応に対して、事前研修受講の重要性	7	35.0
まず、いじめの特性を知ることからいじめ対応は始まるのが理解できた。	7	35.0
初期対応が遅れると、悪循環が起こることを再認識した。	7	35.0
「ネットいじめ」に対して、情報モラル教育推進の重要性	7	35.0
「ネットいじめ」に対して、保護者との連携の大切さ	7	35.0
「ネットいじめ」に対して、人権教育の推進の重要性を痛感した。	7	35.0
対象園児、児童、生徒に合ったプログラム内容であることが大切。	6	30.0
事例研修会の定期開催を希望する。	6	30.0
組織対応の大切さを再認識した。	6	30.0
「いのちの教育」の研修を受講したい。	6	30.0
コロナ禍を踏まえたプログラム開発を望む。	5	25.0
命を大切にする視点に立たないといじめは無くならない。	5	30.0
保護者と関係性を築くことの大切さと難しさを痛感した。	5	30.0
保護者との連携のテーマの研修を受けたい。	3	15.0
その他	4	20.0

べたように、教職員が、いじめ対応に関する研修受講を通して、いじめの特性を理解し、どのようにいじめを予防し、いじめが起きた場合、初期対応も含め、どう対応すればいいのかをシミュレーションしておくことが重要なのである。

その他、「事前に保護者と関係性を築いておくことが何より大切だと痛感した。」(70.0%)、「保護者と関係性を築くことの大切さ・難しさを痛感した。」(30.0%)、「保護者との連携のテーマの研修を受けたい。」(15.0%)等より、保護者との連携の重要性についても認識されたと考えられる。

「いつ重大事態が起きてもおかしくないし、その準備（シミュレーション）が不可欠だと痛感した。」(60.0%)、「関連研修会（生徒指導・教育相談・学級経営等）の定期的実施を望む。」(60.0%)、「構成的グループ・エンカウンター等の開発的カウンセリング技法の研修を受けたい。」(55.0%)等を望む率が高く、「いじめ早期発見・早期対応に対して、事前研修受講の重要性」(35.0%)、「事例研修会の定期開催を希望する。」(30.0%)、「『いのちの教育』の研修を受講したい。」(30.0%)、「保護者との連携のテーマの研修を受けたい。」(15.0%)等、いじめ対応研修会や、カウンセリング研修会、事例研修会、生徒指導や教育相談関連の研修会等の定期的実施等を望んでいることがうか

がえる。これに関連して、「いつ重大事態が起きてもおかしくないし、その準備（シミュレーション）が不可欠だと痛感した。」（60.0%）、「重大事態への具体的な対応事例を知りたい。」（40.0%）等、重大事態に関する知識を高めることと、事前に対応をシミュレーションしておくことの重要性についての言及もあった。

さらに、「『ネットいじめ』に対して、情報モラル教育推進の重要性」（35.0%）、「『ネットいじめ』に対して、保護者との連携の大切さ」（35.0%）、「『ネットいじめ』に対して、人権教育の推進の重要性を痛感した。」（35.0%）等から、「ネットいじめ」に対して、情報モラル教育、保護者との連携、人権教育の推進等の重要性が確認された。

以上のことから、概ね当該研修会の趣旨やねらいは達成できたように考えるが、コロナ禍の実態を踏まえ、今までのような、参加型・体験型の研修形式を取ることができなかった点、各学校園の実態に応じた研修内容にするための十分な事前打ち合わせ時間が取れなかった点、時間的には内容が多すぎた点（別途、開発的カウンセリング技法の研修会や保護者連携についての研修会、重大事態対応の研修会、「いのちの教育」の研修会、関連研修会〈生徒指導・教育相談・学級経営等〉等の開催を望む声が多く、今回の研修会は概論的な内容であったと実感した。この点に関連しては、研修会実施の継続等が今後の課題でもある。）等は、当該研修プログラム内容や実施方法等に反映させたい。

VI 今後の展望

本稿では、筆者開発の「いじめ防止・対応教職員研修プログラム」を奈良学園（奈良文化高等学校、奈良学園中学校・高等学校、奈良学園小学校・奈良学園幼稚園、奈良学園登美ヶ丘中高）で実践し、管理職、生徒指導・教育相談担当者20名に、聞き取り調査を実施した。その結果から当該プログラムには、(1)「いのちの教育」の視点からの教育実践 (2)開発的カウンセリング技法を用いた学級づくりの実践 (3)教師の観察力・感性向上と総合質問紙(i-check: アイ・チェックなど)等の活用、教員研修実践 (4)チーム支援・関係機関との連携 (5)情報モラル教育・保護者との連携・人権教育の推進 (6)いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施 等が要素である点が、その有効性として確認された。

ただ、コロナ禍の現況を踏まえ、当該研修会実施の在り方等についての議論もあり、準備が不十分であった点は否めない。調査方法についても、受講者全員を対象とし、半構造化面接実施が可能であれば、より多くの視点からの感想が集約できたものと考えられる。

また、不幸にして自殺が起きてしまったときの対応としても、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省、2010）等を参考にしながら、組織体制を十分見直し、対応もシミュレーションしておかなければならないし、当該プログラムにも反映させていかなければならない。

今更論じるまでもなく、いじめは命に関わる問題である。自他の「いのち」を大切にせる教育実践を礎に据えた取組を広め、深めていくことこそが、いじめ問題対応に最優先されなければならない。

本年度、筆者がA県において、いじめ調査委員会委員としてまとめた報告書の調査結果を受けての、県教育委員会、学校側の再発防止への取組の最初に取り上げているのが、「『命の教育』の視点に立った全教育活動を通しての人権教育のさらなる充実」であった。

当該研修会実施後も、受講者からは「いじめ対応研修会に限らず『いのちの教育』の研修を受講したい。」等の感想が多く（カウンセリング研修会、事例研修会、生徒指導や教育相談、学級経営等に関する研修会等の定期的実施を希望する声についても多かった）、今後こういった研修会実施を通して、より一層充実した「いじめ防止・対応教職員研修プログラム」を開発し、いじめ問題の解決の一助としたい。

謝辞 本稿執筆にあたり、調査に御協力頂いた当該学園 伊瀬 敏史 理事長はじめ、辻 毅一郎 大学学長、役職者である、山田 勝美 監事、渋谷 満英 監査室長、ならびに学校園 管理職、生徒指導・教育相談担当教職員の皆様、関係の皆様方に衷心より御礼を申し上げます。

文献

- ・第二東京弁護士会・子どもの権利に関する委員会編「どう使うどう活かすいじめ防止対策推進法（第二版）」現代人文社 2018.
- ・法務省HP
- ・兵庫県教育委員会：『命の大切さ』を実感させる教育への提言 2007.www.hyogo-c.ed.jp/~inochi/pdf/INOCHI0703.pdf
- ・兵庫県心の教育総合センター：「学校における心の危機対応実践ハンドブック」2002.
- ・兵庫県心の教育総合センター：「命の大切さを実感させる教育プログラム」2007.
- ・梶田叡一：「自己を生きるという意識」金子書房 2008.
- ・梶田叡一：「人間教育のために」金子書房 2016.
- ・梶田叡一：「〈いのち〉の教育のために」金子書房 2018.
- ・國分康孝・國分久子（監修）住本克彦（編）：「エンカウンターでいじめ対応が変わる」図書文化社 2019.
- ・国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター：「いじめ追跡調査2010-2012」2013.
- ・教育再生実行会議：「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」2013.
- ・梶田叡一・住本克彦（編）：「(令和2年版)総合質問紙：i-check：アイ・チェック」東京書籍 2020.
- ・森田洋司：「いじめとは何か 教室の問題、社会の問題」中央公論新社 2010.
- ・森田洋司・清永賢二：「いじめ-教室の病い」金子書房 2004.
- ・文部科学省HP
- ・文部科学省：「在外教育施設安全対策資料：心のケア編」2003.
- ・文部科学省：「いじめ問題への取組の徹底について」（通知）2006.
- ・文部科学省：「生徒指導提要」教育図書 2010.
- ・文部科学省：「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」2010.
- ・文部科学省：「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」2010.
- ・文部科学省：「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針-子どもの『命』を守るために-」2012.
- ・文部科学省：「いじめ防止対策推進法」2013.
- ・文部科学省：「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）2013.
- ・文部科学省：「いじめ防止対策推進法の公布について」（通知）2013.
- ・文部科学省：「『いじめ防止対策推進法』の成立を受けたいじめの問題への取組の徹底について」『月刊生徒指導』第43巻第11号学事出版 2013.
- ・文部科学省：「いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について（通知）」2014.
- ・文部科学省：「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」2016.
- ・文部科学省：「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」2017.
- ・文部科学省：「平成30年度児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査」2019.

- ・ 諸富祥彦：「新しい生徒指導の手引き」図書文化社 2013.
- ・ 中井久夫：「いじめの政治学」みすず書房 1997.
- ・ 中井久夫：「いじめのある世界に生きる君たちへーいじめられっ子だった精神科医の贈る言葉」中央公論新社 2016.
- ・ 橋原毅：「スマホ世代の子どもたちと向き合うために教師が知っておくべきネット社会とデジタルのルール」小学館 2016.
- ・ 大阪弁護士会・子どもの権利委員会・いじめ問題研究会編「『いじめ』の法的対応」エイデル研究所 2017.
- ・ 阪根健二：「生徒指導のリスクマネジメント」学事出版 2020.
- ・ 坂田仰：「増補版いじめ防止対策推進法全条文と解説」学事出版 2018.
- ・ 滋賀県教育委員会：「滋賀県立学校におけるいじめ重大事態の調査報告書（概略版）について」滋賀県教育委員会HP 2020.
- ・ 住本克彦：「『命の大切さ』を実感させる教育への提言：『教員研修』」兵庫県立教育研修所心の教育総合センター 2009.
- ・ 住本克彦：「エンカウンターで不登校対応が変わる」図書文化社 2010.
- ・ 住本克彦：「いじめ防止教育プログラム」の開発研究－総合質問紙『i-check』を活用した「いじめ防止教育プログラム」－環太平洋大学研究紀要 第8号 100-113 2014.
住本克彦：「『いのちの教育』カリキュラム開発への取組－小・中・高校生を対象にした『いのちの教育』に関する質問紙調査結果をとおして－科学研究費助成事業・基盤研究（B）課題番号24330254（研究代表者：梶田毅一 2012～2014）『いのちの教育カリキュラムモデルの開発的研究』研究成果報告書『いのちの教育カリキュラムモデルの開発と実践』27-40）2015.
- ・ 住本克彦：「命の教育」の一環としての『いじめ防止教育プログラム』開発に関する一考察－文部科学省のいじめ防止対策事業を踏まえて－新見公立大学 研究紀要 第39巻）71-78 2018.
- ・ 住本克彦：「『生徒指導』『教育相談』における“S-7 step法”活用の有効性の検討」新見公立大学 紀要 第38巻第1号 65-70 2018.
- ・ 住本克彦：「いじめ問題にどう立ち向かうか」岡山県教育委員会教育時報 巻頭論文 平成30年4月号 4-7 2018.
- ・ 住本克彦：「『いのちの教育』のカリキュラム開発のポイントを探る」健学社 心とからだの健康 私の提言（巻頭論文）第22巻第3号 76-82 2018.
- ・ 住本克彦：「プロとしての保育者、魅力的な保育者」『Professionalをめざす保育者論』44-48 3教育情報出版 2019.
- ・ 住本克彦：「『いじめ防止』は『いのちの教育』の視点から向き合う」健学社 心とからだの健康 私の提言（巻頭論文）p.9 第23巻第12号 2019.
- ・ 住本克彦：「心理検査活用リーダー研修プログラムの開発の試み－県立学校教職員対象心理検査活用リーダー研修講座（『i-check』の活用）実施を踏まえて－」令和元年度 研究紀要 第3巻（新見公立大学）25-30 2020.
- ・ THE SANKEI NEWS: <https://www.sankei.com/economy/news/191009/pr1910090289-n1.html>
- ・ 山本奨・大谷哲弘・小関俊祐：「いじめ問題解決ハンドブック」金子書房 2018.